

令和8年第9回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年8月25日（火） 午後1時30分から4時00分
2. 開催場所 農業委員会議室（7階）
3. 議長 岡庭 丈夫（会長）
4. 出席委員（17人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	染谷 庸子	出	10	岡庭 丈夫	出
2	江川 直美	出	11	大熊 陽子	出
3	深谷 政義	出	12	面来 誠治	出
4	千代田 英隆	出	13	宮田 孝治	出
5	島根 至代	出	14	島根 幸一	出
6	石井 昌明	出	推進	恩田 純男	欠
7	黒川 怜	出	推進	吉野 善一郎	出
8	牧野 和美	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	染谷 義人	出	推進	宮田 正久	出

5. 議事日程

- 第1 開会宣告
- 第2 会長挨拶
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 報告第 1号 農地改良届出について
報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
報告第 4号 証明書の発行状況について
- 第5 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件
議案第 2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第6 その他
 - (1) 審議会、協議会の報告について
 - (2) その他
- 第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

次 長 湯浅 和行
係 長 奥村 正幸

7. 会議の概要

面来 会長職務代理	ただいまから令和8年8月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び挨拶)
議長	それでは、本日の出席委員は、恩田委員を除いて17名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 5番 島根至代委員、6番 石井昌明委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら事務局までお願いをいたします。
議長	続きまして、議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。 【議案第1号にかかる申請地のビデオ上映】
議長	それでは、再開をいたします。 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。 今月は、議案第1号5番、6番、7番、8番につきまして内容調査会を開催しております。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	それでは、事務局より議案第1号1番についてご説明差し上げます。 譲受人住所・氏名(〇〇・〇〇)、権利種類「所有権」、土地の表示「谷口字堤

内〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「住宅用地」です。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は島根至代委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根至代委員

それでは、ただいまから議案第1号1番について説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきまして先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

それでは、まず申請人について説明させていただきます。

(譲受人及び利用計画について説明)

被害防除についてですが、汚水は合併処理浄化槽5人槽で処理、側溝へ放流、水路占用許可ありとのことです。雨水は雨水浸透ますで処理し、オーバーフロー分を除いて宅内浸透処理です。北側は道路に隣接し、出入口のためありません。東側は雑種地に隣接し、コンクリートブロック1段積み、南側は用悪水路に隣接し、コンクリートブロック1段積み、西側は宅地に隣接し、既設コンクリートブロック3段、プラスフェンス高さ1mとするそうです。

また、隣地の同意は必要なしとのことです。

誓約書が提出されております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

開発許可の要件につきましては、都市計画34条第12号、市条例第3条1項第2号イ、都市計画決定された日より前から自己またはその親族が所有する土地において行うものに該当します。

最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙

手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1 番 住宅用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第1号、2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局より議案第1号2番についてご説明差し上げます。

譲受人住所・氏名(〇〇・〇〇)、権利種類「所有権」、土地の表示「岩野木大堤内〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「自己用住宅」でございます。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は石井委員の担当でございます。石井委員に内容説明をお願いいたします。

石井委員

それでは、ただいまから議案第1号2番について説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきまして事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略いたします。

(譲受人及び利用計画について説明)

隣地の同意ですが、隣地が譲渡人ということで必要なしということです。

次に、被害防除について説明いたします。北側は道路と隣接し、出入口のため、

ありません。東側は雑種地と隣接し、新設コンブロ4段積み、南側は水路と隣接し、新設コンブロ4段積み、西側は農地と隣接し、新設コンブロ4段積みとなっております。

また、北側道路後退部分は市へ採納予定ということでございます。

また、汚水は合併浄化槽で処理後、南側水路へ放流、雨水は雨水浸透ますを設置し、宅内浸透で処理をするということです。

その他の参考事項といたしまして誓約書が提出されております。

農地区分は第2種農地です。

(資金計画について説明)

また、開発許可の要件につきましては、市街化調整区域に長期居住する者、親族のための自己用住宅ということです。

最後に、理由書が提出されておりますので、代読いたします。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号2番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 自己用住宅	(全員賛成)
----------	--------

議長

続きまして、議案第1号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局	それでは、事務局より議案第1号3番についてご説明申し上げます。 譲受人住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人住所・氏名（〇〇・〇〇）、権利種類「所有権」、土地の表示「半田字上ノ割〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「居宅用地」でございます。 申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は面来代理の担当でございます。面来代理、内容説明をお願いします。
面来 会長職務代理	それでは、ただいまから議案第1号3番について説明させていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきまして先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。 （譲受人及び利用計画について説明） 被害防除についてですが、北側は市道1143号線に隣接し、出入口となっております。東側は新設コンクリートブロック3段積み、南側と西側は隣地にコンクリートブロック4段積みが設置されます。 なお、南側と西側に隣接している宅地については、宅地用地として4条申請が行われ、許可された案件となります。住宅、コンクリートブロックともに許可後6か月後を目途に工事完了となる予定です。 汚水につきましては合併浄化槽5人槽で処理後、北側水路に放流します。雨水は雨水浸透ますから北側水路に放流します。 また、隣地の同意は必要ありません。 誓約書は提出されております。 （資金計画について説明） 農地区分は第2種農地です。 なお、申請人は現住所地を自己所有していますが、それらを売却しての申請となっております。 開発の要件につきましては、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅です。 最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。 （理由書朗読） 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	ありがとうございます。 ただいま議案第1号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第1号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。 3番 居宅用地 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第1号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	それでは、事務局より議案第1号4番についてご説明差し上げます。 譲受人住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人住所・氏名（〇〇・〇〇）、権利種類「所有権」、土地の表示「栄四丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外1筆、計2筆で「〇〇㎡」、申請目的「居宅用地」です。 申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。
島根幸一委員	それでは、ただいまから議案第1号4番について説明をさせていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。 （譲受人及び知用計画について説明）

続きまして、被害防除についてですが、北側は道路、水路と隣接し、出入口以外の水路隣接部分は新設L型擁壁ないし板柵土留め、道路隣接部分は地先ブロック1段、東側は農地と隣接し、新設ブロック3段、南側は農地と隣接し、新設ブロック3段、西側は農地と隣接し、新設L型擁壁、汚水は合併処理槽7人槽で処理後、北側水路へ放流、雨水は雨水ますで集水後、雨水槽に合流し、北側水路に放流します。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

誓約書の提出はあります。

開発許可の要因といたしましては市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅です。

最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

4番 居宅用地	(全員賛成)
---------	--------

議長

続きまして、議案第1号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局より議案第1号5番についてご説明申し上げます。
譲受人住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人住所・氏名（〇〇・〇〇）、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦成二丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外2筆、計3筆「〇〇㎡」、申請目的「店舗用地」でございます。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷義人委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。

染谷義人委員

それでは、ただいまから議案第1号5番について説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきまして先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

（譲受人について説明）

申請内容ですが、転用目的が店舗用地で、申請理由は理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

（利用計画について説明）

また、隣地の同意は提出されております。

被害防除についてですが、北側は道路に隣接していますが、車両の出入口は無くコンクリートブロック4段積み、高さ1.5mのメッシュフェンス、東側は主要地方道路葛飾吉川松伏線に隣接し、出入口以外を地先ブロック、南側は水路と隣接し、コンクリートブロック5段積み、プラス高さ1.5mのメッシュフェンス、水路際は厚さ50mmでコンクリートを打ちます。西側はマンションに隣接し、L字擁壁プラス高さ1.8mのフェンス、汚水は合併処理浄化槽75人槽で処理後、南側水路に放流、雨水は雨水浸透ますで処理後、南側水路に放流、敷地内はアスファルト舗装となっております。出入口には停止線がございます。

また、隣地の同意は提出されております。

そのほかでございますが、誓約書は提出されております。

（資金計画について説明）

農地区分は第2種農地です。

開発事業事前協議及び都市計画法第29条許可申請を行っております。市街化調整区域の立地基準、都市計画法第34条9号に該当する市街化区域において建築し、または建設することが困難、または不適當な施設となります。

なお、今回譲受人に貸し出すに当たり理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号5番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

5番 店舗用地	(全員賛成)
---------	--------

議長

ここでおおむね1時間経過しましたので、暫時休憩といたします。開会時間、2時35分をお願いいたします。

【 5分暫時休憩】

議長

それでは、再開いたします。

議長

続きまして、議案第1号6番ですが、7番と関連がございますので、一括して上程させていただきます。

それでは、議案第1号6番、7番につきまして、事務局に議案の朗読をお願い

事務局

いたします。

それでは、事務局より議案第1号6番、7番につきまして、一括してご説明差し上げます。

6番、譲受人住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人住所・氏名（〇〇・〇〇）、権利種類「所有権」、土地の表示「栄四丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「墓地拡張用地」でございます。併せて7番、譲受人住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人住所・氏名（〇〇・〇〇）、権利種類「所有権」、土地の表示「栄四丁目〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」でございます。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根幸一委員

それでは、ただいまから議案第1号6番、7番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

今回、6番、7番は一体利用ですので、初めに理由書から読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

それでは、譲受人の説明をさせていただきます。

（譲受人及び利用計画について説明）

続きまして、お寺から6番、7番の申請地までの距離及び時間ですが、400mで徒歩5分くらいとのこと。

共に同意書は頂いております。

続いて、6番の被害防除から説明させていただきます。

北側は水路と隣接し、L字擁壁、プラスフェンス1.2m、水路と擁壁ののり面についてはコンクリート打設、東側は既設墓地及び既存駐車場と隣接し、既存の擁壁あり、南側は道路に隣接し、新設現場打ち、一部3m出入口があり、鍵つき門扉があります。西側は、農地と隣接し、L字擁壁、プラスフェンス1.6m、東側

に接する既設駐車場と一体利用、既設駐車場の一部を墓地につくり替える計画となっております。墓地通路部分はインターロッキングブロック舗装、駐車場内一体利用地は親水性アスファルト舗装、雨水は浸透ますから南側水路に放流、車両の出入口は既設駐車場のものを利用し、停止線があります。

誓約書は提出されております。

農地区分は第2種農地。

(資金計画について説明)

続きまして、7番の被害防除について説明をさせていただきます。

北側は、水路、道路に隣接し、出入口以外新設ブロック5段積み、会社看板、アイドリングストップ看板、鍵つき門扉があります。東側は農地に隣接し、新設ブロック3段、プラスフェンス1m、南側は水路に隣接し、新設ブロック5段積み、フェンス、高さ1.2m、西側は宅地に隣接し、新設ブロック3段、フェンス高さ1.2m、北側は、出入口以外は四方緑地、高木、低木があります。出入口に停止線があり、場内全面浸透性アスファルト舗装、雨水は場内で浸透処理とのことです。

その他参考事項といたしまして誓約書の提出があります。

農地区分、第2種農地です。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号6番、7番につきまして説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

黒川委員。

黒川委員

(挙手により質問)

墓地用地を拡張する場合、三郷市墓地条例に基づく墓地権の変更許可が必要になってくると思います。その変更許可の見通しについて、墓地行政担当課のクリーンライフ課からどのようにお聞きになっているか、それを教えていただきたいと思います。

議長

事務局でお願いします。

事務局

こちらについてクリーンライフ課に確認したところ、今後、住民説明会や庁内での意見聴取を実施した上で、11月の中頃に本申請を受けて、11月末頃に計画の変更許可が出る見込みではあると伺っております。一応事前協議自体は進ん

	でいるようで、見通しから言うと、多分許可が出る見込みであるとの回答はいただいております。
黒川委員	ありがとうございます。
議長	先ほどビデオで見ていただいたときに、申請地の入り口に看板がありましたが、その看板に、工事着手予定が表示されておりました。よろしくお願いいたします。
黒川委員	ありがとうございます。
議長	そのほかございますか。 鈴木委員。
鈴木委員	(挙手により質問) こちらの墓地は、平成22年に開設し、その後に令和2年に南側部分を増設したときに、その間に排水路がありますが、現況を見ると橋架けされており、これは実際に許可を取ったのか、必要ないのか、説明いただきたいと思います。 さらに規模拡張ということになりますと、そちらの排水路の西側に田んぼがまだありますので、排水路を利用している方もおり、橋とかで蓋をかけみたいにされてしまうと管理しにくいので、実際に現況、それが許可をもらって橋架けしているのか、その事実確認をしてもらいたいと思っております。 以上です。
議長	では、事務局次長からお願いします。
事務局次長	今回の申請に当たり、私たちからも河川課に同じように図面を渡して確認していただいているので、もちろん許可を取っていると思いますが、許可を取っているかどうかはまだ把握はできてないので、再度それについては確認します。もし取っていなければ、今回の申請に当たって、この橋は何なのですかということで、河川課から申請人、または農業委員会のほうに質問がきているはずなので、許可は必ず取っていると思いますが、確認いたします。
議長	では、補足で説明しますと、第1期目の墓地、あそこには管理棟があります。そこは霊園を管理する人がいること、第2期、水路を挟んで反対側、このときに今鈴木委員からお話のあった橋が架けられました。これにつきましてはその当時の推進委員のほうからご意見が出まして、水路を清掃するときにその橋が邪魔になるのかどうか確認したいということがありました。そちらからお話があったときに、橋を高いところに架けますので、人が通ることができ、清掃には問題ないということでした。その当時は1区画に管理棟があつて、第2区画には管理棟がありません。そこで橋で行き来するということになりますので、そういった形で橋

の許可は取ってあると思います。

よろしいでしょうか。今回の場合も管理棟はありませんので、今説明した橋を渡って管理棟のほうへ行くことになります。

今回の申請で、橋の申請は出ておりませんので、今ある既存の橋を使つての行き来となります。よろしいでしょうか。

鈴木委員

はい。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

それでは、質疑を打ち切ります。

採決をいたします。議案ごとに採決いたしますので、よろしくお願いします。

まず、議案第1号6番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

6番 墓地拡張用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第1号7番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

7番 駐車場用地 (賛成多数)

議長

続きまして、議案第1号8番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

それでは事務局より議案第1号8番についてご説明差し上げます。

譲受人住所・氏名(〇〇・〇〇)、譲渡人住所・氏名(〇〇・〇〇)、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦川戸二丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外

1筆、計2筆で「〇〇㎡」、申請目的「駐車場・ストックヤード用地」でございます。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は千代田委員の担当でございます。千代田委員に内容説明をお願いいたします。

千代田委員

ただいまから議案第1号8番について説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利の種類、土地の表示、施設概要につきまして、先ほど事務局の説明どおりでございます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が駐車場・ストックヤードで、申請理由書が提出されておりますので、読み上げます。

(理由書朗読)

続きまして、本社から申請地まで約20km、車で約40分です。

(利用計画について説明)

隣地の同意は、隣地に隣接していないため必要ありません。

続いて、被害防除ですが、北側は水路に隣接し、新設ブロック4段積みと鋼板塀3m、東側は雑種地に隣接し、新設ブロック2段積みと鋼板塀3m、南側は道路に隣接し、出入口以外、新設ブロック2段積みと鋼板塀3m、西側は雑種地に隣接し、新設ブロック2段積みと鋼板塀3m、出入口はコンクリート舗装、幅9m、奥行き4m、停止線あり、アイドリングストップ看板、会社連絡先看板を設置、場内は砂利敷きで、雨水は自然浸透、以上が被害防除の説明です。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	ありがとうございます。 ただいま議案第1号8番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 宮田委員。
宮田正久委員	(挙手により質問) 確認ですが、内容調査会で関係部署からの意見として出ていると思いますが、これまで三郷市の土砂の堆積の規制に関する条例がありましたが、これが令和7年7月1日で廃止されて、その後、宅地造成及び盛土等の規制法が施行されていますが、今回の申請のストックヤードは、こちらの規制、条例に関わっているのでしょうか。
千代田委員	前にやっていたところは……、いいですか。
議長	はい、では。
千代田委員	高さ2mとかって、盛土ですね。けれども、2m以上はありますね。
宮田委員	先ほど鋼板塀が3mということでしたが、規制の対象になると思いますが、その規制になるもの、どういう規制があるのかをちょっと確認したいのですが。
議長	少し内容が違うので、まずこちらは事務局からお願いします。
事務局	ストックヤードの規制のことについてだと思います。今そのところは確認が漏れていて、一応出されている別の法令関係に関してですが、盛土規制法の許可申請と雨水浸透阻害行為の許可申請については出されてはいるところですが、ストックヤードについては確認できていません。
宮田委員	ストックヤードなので、当然、盛土の規制に引っかかっているのかなということで、それでお伺いしました。
事務局	盛土規制法は越谷県土整備事務所で受け付けているものになるので、多分そちらのほうで対応されているのかと思います。
宮田委員	ということは、ここの許可と、県の許可というのは同時にいくものですか。
事務局	そうですね、農地転用については同時ということになります。
宮田委員	仮にこちらで許可になったとしても、向こうの条例の何メートルとかいろいろつけられると思うのですが、それに合致しなければ通らない。

事務局	それが通るまでは、許可も保留ということです。
宮田委員	そういう理解でよろしいのですね。分かりました。ありがとうございます。
議長	では、そのほかございますか。 鈴木委員。
鈴木委員	(挙手により質問) 今と同じような内容になりますが、この改良土は、どのような種類の土なのでしょうか。 それと株式会社クラージュさんの申請のときに、高さを何メートルで申請しているのか、お尋ねしたいです。
議長	では、事務局で。
事務局	建設発生土と伺っております。高さとしましてはス、ストックヤードの高さは3 mまでで申請は出ております。
議長	鈴木委員、いかがですか。建設発生土、建設するときに発生した土です。以前出た使える泥、使えない泥を分けておりましたが、そのまま持ってきて、それを使えるところへまた販売します。
議長	ほかにごございますか。 【挙手なし】
議長	それでは、質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第1号8番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	【挙手多数】 ありがとうございます。 採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	8番 駐車場・ストックヤード用地 (賛成多数)
議長	それでは、続きまして、議案第1号9番について事務局に議案の朗読をお願い

事務局

いたします。

議案第1号9番についてご説明差し上げます。

譲受人住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人住所・氏名（〇〇・〇〇）、権利種類「所有権」、土地の表示「茂田井字中通〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「住宅用地」でございます。

申請地の農地区分は、市街地化が認められる区域内の農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大熊委員の担当でございます。大熊委員に内容説明をお願いいたします。

大熊委員

それでは、ただいまから議案第1号9番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明につきましてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

（譲受け人について説明）

申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

（利用計画について説明）

隣地の同意はあります。

続いて、被害防除ですが、北側は住宅に隣接しています。隣接する住宅は譲渡人の自宅です。隣地、既存ブロック2段積み、プラスフェンス、高さ60cm、東側は住宅、アパートに隣接し、一部隣地既存ブロック2段積み、プラスフェンス、高さ60cm、一部隣地既存ブロック3段積み、南側は道路に隣接し、出入口のため特にありません。西側は畑に隣接し、新設ブロック1段積み、排水ですが、雨水浸透ますを宅内に9か所設置し、汚水は合併処理浄化槽を経て南側水路側溝に放流するということです。

以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

（資金計画について説明）

農地区分は第2種農地です。

また、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅として市街化調整区域の立地基準に該当されています。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号9番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号9番に賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

9番 住宅用地	(全員賛成)
---------	--------

議長

続きまして、議案第1号10番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第1号10番についてご説明申し上げます。

譲受人住所・氏名(〇〇・〇〇)、譲渡人住所・氏名(〇〇・〇〇)、権利種類「使用貸借」、土地の表示「市助字江戸川〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「専用住宅」でございます。

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は私、岡庭の担当でございます。私から内容説明をさせていただきます。

まず、内容につきましては、ただいま事務局から説明のとおりでございますので、省略させていただきます。

今回は専用住宅敷地でございますので、まず、理由から説明させていただきます。

(理由書朗読)

内容は専用住宅敷地でございます。

(利用計画について説明)

隣地の同意につきましてはございます。

被害防除ですが、東側は農地に隣接しておりますが、譲渡人の家族の所有でございます。北側は排水路に隣接し、土留めがあり、新設マウントアップ天板55cmを設置、それ以外につきましては傾斜をつけて申請地を隣地より低くすることとございます。南側は、道路に隣接し、出入口のため特になしということとございます。西側は畑に隣接し、新設ブロック5段から3段積みで被害防除をするということとございます。

雨水につきましては、浸透ますを宅内に6か所設置いたします。汚水につきましては、合併浄化槽7人槽を設置し、北側排水路に放流するということとございます。

農地区分につきましては、第2種農地。

(資金計画について説明)

また、基準となります、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅となります。両親につきましては市街化調整区域に平成14年8月から現在まで24年間居住しておりますので、20年以上に該当しておりますということとございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま議案第1号10番について説明が終わりました。これにつきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

千代田委員。

千代田委員

(挙手により質問)

(譲受人と譲渡人と関係について質問)

議長

では説明します。

(譲受人と譲渡人と関係について説明)

千代田委員	農家の出身ではなくても20年ですか。
議長	はい。調整区域に住んでいればです。 ということで大丈夫でしょうか。 ほかにございますか。
	【挙手なし】
議長	それでは、質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第1号10番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【挙手全員】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	10番 専用住宅敷地 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。 それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第2号1番をご説明申し上げます。 被相続人住所・氏名(〇〇・〇〇)、相続人住所・氏名(〇〇・〇〇)、土地の表示、「戸ヶ崎二丁目〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」外1筆、計2筆で「〇〇㎡」、経営面積「〇〇㎡」、相続開始年月日「令和〇年〇月〇日」でございます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。
島根幸一委員	それでは、ただいまから議案第2号1番の説明をいたします。 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、事務局からの説明及び議案書記載のとおりでございますが、補足といたしまして住所地の説明を簡単にさせていただきます。 (相続人の農業経営状況について説明)

議長

以上で説明を終了します。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根幸一委員

それでは、ただいまから議案第3号1番の説明をいたします。

現地の説明を簡単にさせていただきます。

(該当生産緑地について説明)

最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で簡単ではございますが、ご報告させていただきます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。
議長	ここで暫時休憩といたします。開会時間は3時50分といたします。 【15分暫時休憩】
議長	それでは、再開をいたします。 その他に移らせていただきます。 まず、1番といたしまして、審議会、協議会の報告がございましたら、挙手をお願いします。 それでは、染谷委員お願いします。
染谷義人委員	三郷市農政審議会 8月14日 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 そのほか審議会、協議会でございましたら、お願いいたします。 【挙手なし】
議長	その他で報告がございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。 【挙手なし】
議長	続きまして、事務局からの連絡事項を次長にお願いします。
事務局次長	では、事務局からの報告でございます。 1点目 (農業委員会県外研修について説明) 2点目

(四市町農政研究会合同研修会について説明)

3 点目

(身分証明書・名刺について説明)

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして今月の総会を閉会とさせていただきます。

閉会に当たり、面来代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

面来
会長職務代理

それでは、皆さん、長時間にわたり丁重かつ慎重なるご審議をありがとうございます
いました。

今月の総会では、農地法第5条が10件許可相当になりました。また、「相続税
の納税猶予に関する適格者証明願について」が1件、「生産緑地に係る農業の主
たる従事者についての証明願について」が1件承認となりました。審議内容の確
認をするとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきありがとうございました。

以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。

皆様、本日はご苦労さまでした。